

日本キューバ貿易小史—通商協定締結の軌跡—

田中 高

はじめに

本稿では日本とキューバの貿易史の一端を、1960年4月、東京で締結された日本キューバ通商協定をめぐる両国の交渉の経緯を中心に論じたい。1990年代初頭から、両国の貿易は激減してしまったが、ピーク時の1975年には輸出と輸入を合わせた貿易額は、2316億6200万円に達した。これは同年の日本とメキシコとの貿易額1660億900万円を大きく上回っていた。日本とキューバの経済規模、経済体制の違い、海上輸送の物理的な距離を考えると、瞠目すべきことではなかろうか。

興味深いことに、1959年のキューバ革命を以て、両国の貿易パターンはほとんど変化しなかった。経済体制が変わっても、貿易という実利的な活動に直接の影響は起きなかったのである。本稿で以下見ていくように、その大きな理由は、キューバにとり、日本が砂糖の魅力的な輸出市場であり、日本はキューバ糖を必要としていたからである。そして、日本の対キューバ輸入額のはほぼ9割を、砂糖が占めるという構造は、1980年代まで続いた。

上述のように両国の貿易が1970年代の一時期急速に拡大し、現在にいたっているこの流れを理解するには、通商協定の存在を無視することはできない。経済立国、通商国家を目指していた戦後日本にとって、同協定は画期的な出来事であった。

キューバは日常生活に不可欠な砂糖の最大の輸入先であり、同時に戦前から続いていたキューバの対日関税差別政策を撤回させることが大きな課題となっていた。当時、日本政府は他の国との通商協定締結を進めており、キューバに例外的に、繊維製品への差別関税やダンピング税を認めるわけにはいかなかった。通商協定の締結は、この二つを解決した。

キューバ革命政府は、日本との協定締結を急ぐ必要に迫られていた。締結当時は砂糖の最大の輸出先である、米国市場を失いかけていたからである。旧ソ連・東欧諸国との貿易協定が本格化する直前のことであった。日本はキューバ革命前から、米国に次いで2番目に重要なキューバ糖の輸出相手国の位置を占めていた。通商協定交渉の過程でキューバは日本に、繰り返し砂糖の輸入量保証を迫った。結局この問題は、サイドレターという形で密約が結ばれて解決した。本稿では日本とキューバ両外務省の内部文書を紹介することで、この密約をめぐる両国の駆け引きのプロセスを検証する。同時に、貿易の数量的なデータベース分析だけでは把握しきれない、貿易の制度的な要因の情報も提供したい。地域研究の果たす役割の一つが、そこにあると筆者は考える。

今日キューバというと、多くの人々の関心はどうしても革命体制のこれからの方向性に向かいがちである。旧ソ連・東欧の社会主義諸国の崩壊、中

国、ベトナムにおける市場経済の導入の延長線上で、キューバの行く末を考察する傾向のあることは否定できない。しかし両国の貿易史には、明らかにされてこなかった興味深い史実が数多く残されている。通商協定の交渉過程を振り返ると、双方の当事者が非常に現実的に問題を解決しようと、全力で取り組んだ姿勢が浮き彫りにされる。このことは、経済改革に取り組もうとしているキューバの今後を洞察する際にも参考となろう。本稿はそうした問題意識を持ちつつ、知られざる両国の貿易史の空白の一端を埋めようとするものである。

I 砂糖をめぐる両国の関係

1 キューバ糖の主要輸出先としての日本

1959年1月にキューバ革命が成立した時、キューバ経済は事実上米国の経済圏に組み込まれていた。そのメカニズムは、米国がキューバ糖に特惠関税、輸入割当制などの優遇措置を実施し、その対価としてキューバは米国の繊維製品、食糧、耐久消費財に特惠関税を適用する、というものであった。つまり、キューバは米国に砂糖を輸出し、食糧、工業製品などを輸入する構図にあった。革命政権が発足する直前のバティスタ(F. Batista Z.)大統領時代(1952年～58年)のキューバの国際収支の特徴は次のようである。キューバの総輸出の60%、総輸入の75%を米国が占めていた。さらに砂糖と甘蔗製品が輸出総額の80～90%に相当し、典型的な砂糖輸出のモノカルチャー・モノエクスポートの経済構造であった。財貿易は差し引き黒字基調であったものの、観光、運輸、保険などのサービス収支、配当利子の受取りなどの所得収支を加えた、経常収支の赤字額は7年間で5億ドル相当に達した。米国からの資本流入、キューバ国内の金と外貨準備の切り崩しなどの資本収支

で、これを補てんした。

興味深いのは観光業収入で、サービス収支上それほどキューバ経済にプラスをもたらしていたわけではない。外国を旅行したキューバ人の支出と、キューバを訪れた観光客の支出はほぼ均衡していて、観光収入は1500万ドルの黒字にとどまっていた。キューバの配当・利子支払いは7年間で3億1740万ドルの赤字を記録していた(ヒューバーマン、スウィージー [1960: 230])。

米国の経済圏に取り込まれていたことと、革命前のキューバが、ラテンアメリカの中で豊かな国であったことは相反することではなかった。1957年の一人当たりの国内総生産(GDP)は3193ドルで、メキシコを上回り中米・カリブ諸国の中では最高で、日本とほぼ同じレベルに達していた(Maddison [2001: 289])。ハバナ市内の電話の普及率は、ラテンアメリカの最高であっただけでなく、ロンドン、パリよりも高かった。新聞発行部数、自動車保有台数も、ラテンアメリカではトップクラスにあった(Pérez [2011], 中川 [1998])。

革命前のキューバの貿易事情を知るうえで欠かせないのは、日本との関係である(最近までの貿易は図1参照)。表1はキューバ大蔵省(Ministerio de Hacienda)の資料を基にした両国間の貿易の推移である。1951年から1955年にかけて貿易収支は黒字を維持したが、そのかなりの部分が砂糖の対日輸出によるものだった。たとえば1952年についてみると、キューバの貿易収支全体の黒字額は5700万ペソ(1ペソは1米ドルと等価)で、そのうちの73%にあたる4170万ペソは、日本との貿易収支黒字が占めている。1955年は実に100%以上に達した。日本との貿易がないと、キューバは赤字となったのである。

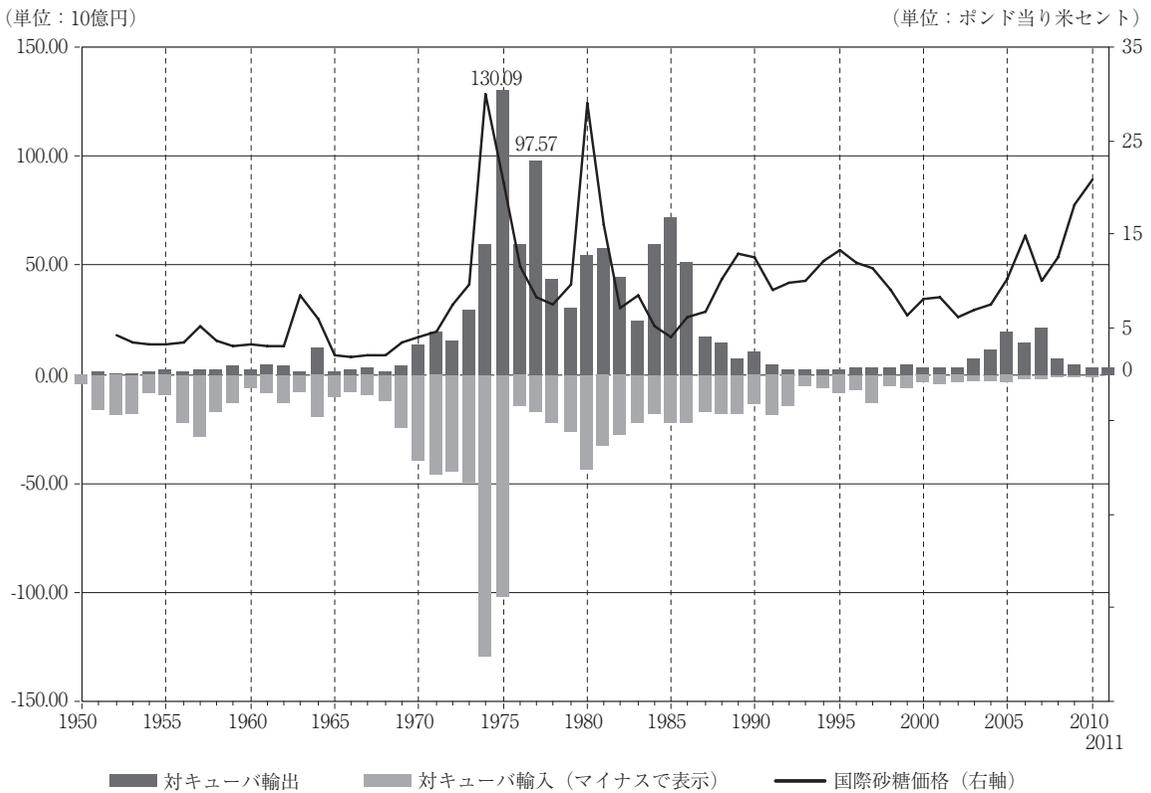
極端に言えば、日本はキューバ糖の主要輸出先であり、対日貿易の黒字で輸入の相当部分を賄っ

ていた。後述のように、最大の輸出先は米国であったが、特惠関税、輸入割り当ての見返りとして、米国製の工業製品、食糧を購入しなければならなかった。日本との貿易は紐付きではなかったため、キューバにとって魅力のある市場であった。この点はキューバ政府も十分に認識していて、「我が

国（キューバ）の輸出先として特記すべきは日本であり、1957年の輸出額は5620万ペソに達し、米国について2番目に重要である」と明確に指摘している（Ministerio de Hacienda [1957]）。

1959年に発足した革命政権はその後、ソ連・東欧諸国からの経済援助に大きく依存することに

図1 日本の対キューバ貿易、砂糖の国際価格



(出所)大蔵省、財務省、IMF各種資料より筆者作成。

表1 キューバ貿易収支黒字に占める日本との貿易収支黒字

(単位：100万ペソ)

	1951年	1952年	1953年	1954年	1955年
① キューバ貿易収支黒字	125.9	57.0	150.6	51.2	19.0
② 日本との貿易収支黒字	35.8	41.7	36.5	19.7	19.8
② / ①	28%	73%	24%	39%	104%

(出所) Comercio Exterior, Ministerio de Hacienda, República de Cuba より筆者作成。

なるが、日本、英国、スペインなどの市場経済国とも、貿易を強化する戦略を持っていた。後述のように当時の日本の外交文書を読むと、カストロが1963年の長期ソ連訪問の帰国後、時を経ずして西側諸国に積極的な貿易促進アプローチを図っ

ていることがわかる。

日本にとっては、キューバは革命の前も後も最大の砂糖の輸入先であった。第二次世界大戦後、占領地救済政府資金（GARIOA）を利用して、キューバ糖の輸入を開始した。GARIOAを利用

表2 日本のキューバ糖輸入

(単位：トン)

	キューバからの砂糖輸入量	日本の砂糖総輸入量	キューバ糖の占める割合
1952	406,414	724,882	56%
1953	500,330	1,056,598	47%
1954	257,499	940,638	27%
1955	291,603	1,024,396	28%
1956	591,376	1,145,443	52%
1957	511,223	1,116,932	46%
1958	516,193	1,170,824	44%
1959	388,594	1,171,602	33%
1960	205,793	1,249,706	16%
1961	325,539	1,364,512	24%
1962	522,716	1,463,462	36%
1963	163,664	1,446,877	11%
1964	335,677	1,525,619	22%
1965	379,783	1,693,522	22%
1966	361,012	1,714,716	21%
1967	506,070	1,801,399	28%
1968	564,995	2,037,104	28%
1969	829,132	2,211,811	37%
1970	1,092,432	2,584,781	42%
1971	1,049,825	2,481,484	42%
1972	856,679	2,769,590	31%
1973	907,263	2,367,751	38%
1974	1,176,758	2,762,970	43%
1975	430,613	2,455,543	18%
1976	73,317	2,433,251	3%
1977	163,922	2,701,305	6%
1978	364,698	2,278,436	16%
1979	390,438	2,605,000	15%
1980	289,073	2,266,000	13%
1981	245,106	1,591,000	15%

(出所) 社団法人糖業協会編 [2002] 『現代日本糖業史』、日本関税協会『外国貿易概況』各年版より筆者作成。

したのは、戦時中連合軍がキューバ糖の全量を買上げていた関係で、米国にキューバ糖の過剰在庫があったからである。戦前日本の植民地であった台湾などからの輸入もあったが、キューバ糖は圧倒的に大口の供給源であった。たとえば1948年は、日本の砂糖総輸入量の77%をキューバ糖が占めていた。その比率は年によりかなり変化が激しいが、1950年代はおおよそ40%台、1960年代は20%台、1970年代初めは40%台に達した(表2参照)。

戦後日本が国家主権を回復したのは1952年4月で、それまで外国貿易は連合軍最高司令官総司令部(GHQ)の厳しい統制下に置かれていた。GARIOAによる砂糖輸入が打ち切られると、日本は外貨割当制のもとでの輸入方式に移行する。当時の日本経済が直面していたのは、外貨不足と政府の大幅な財政赤字であった。国民の日常生活に不可欠であった砂糖の輸入は、こうした難しい状況の下に置かれていた。さらに砂糖輸入を複雑にしたのは、奄美群島などの国内糖業農家の保護をも勘案しなければならなかったことである。1963年8月に粗糖の輸入が自由化された。しかし政府財源確保、国内生産者保護のために、高率の砂糖輸入関税が賦課された。1965年6月に施行された、「砂糖の価格安定等に関する法律(以下、糖安法)」に基づいて、同年8月に糖価安定事業団が設立され、粗糖の一定在庫を保有し、輸入価格が上昇すると市場に在庫を売却し、下落すると在庫を積み増すことで、砂糖の国内販売価格を安定させようとした(社団法人糖業協会[2002:537-544])。これは戦後しばらく続いた、食糧管理制度の基本的なメカニズムである。

キューバ当局者には糖安法が、日本が砂糖貿易全体を国家管理していると映った。通商協定交渉の過程で、後述のように、キューバは一貫して日

本にキューバ糖の一定量の輸入を保証するよう迫っている。日本側は、砂糖の輸入は民間企業が自らの経営判断で行っていて、政府の介入の余地はないと拒否した。しかし最終的には、後述するように年間輸入量を45万トンとする、サイドレターによる密約が両国間で交わされて、ようやく決着した。

2 砂糖貿易の特殊性

革命前のキューバ糖貿易は、全生産量に占める国内消費量が5%とわずかで、残り95%が輸出されるが、半分が米国市場に、残りの半分は競争的な自由市場向けであった。革命後は旧ソ連と東欧諸国がこれに代わった。両国の通商交渉の軌跡を辿るには、革命前のキューバが不安定な市場構造に左右され、逆に日本は、キューバが主役を演じる自由市場での取引に大きく依存していた、という点に留意する必要がある(農林水産業生産性向上会議[1960:第3章])。

いまひとつ当時の国際砂糖市場の特殊性について触れておく必要がある。1970年代までの世界の砂糖取引には(1)国際砂糖協定の規制対象となる自由市場(2)米国の砂糖法による特惠市場(3)英連邦砂糖協定による特惠市場(4)1960年以降のキューバと共産圏諸国の特惠市場、以上の4つが存在した(齊藤[1979:301-309])。日本をはじめとする共産圏以外の砂糖輸入国は、特惠市場か自由市場から輸入することになるが、実は自由市場で取引される砂糖量自体が非常に限られていた。世界の砂糖総消費量のうち、自由市場からの輸入量は20%を下回っていた。換言すれば、旧植民地や共産圏の特惠関係を持たない砂糖輸入国は、世界全体の消費量の2割に過ぎない自由市場で調達しなければならなかった。しかも気候変動などもあり、価格変化が激しかった。世界屈指

の砂糖輸入国であった日本は、しのぎを削る自由市場で安定的かつ廉価な砂糖を確保する必要にさらされた。キューバ糖はそのために不可欠な存在であった。

II 日本キューバ通商協定成立の経緯

1 伊藤忠兵衛使節団と井沢実臨時代理公使

戦後キューバと日本の外交関係が再開されたのは、1952年11月である。翌年11月ハバナに公使館が設置され、外務省きってのスペイン語圏の専門家で、後に膨大な書籍コレクションを残すことになる、井沢実が初代代理公使に就任した⁽¹⁾。公使館から大使館に昇格したのは1957年5月である。戦後の通商交渉再開の嚆矢となったのは、政府が1953年3月に派遣した通商使節団である。伊藤忠商事、呉羽紡績を率いる繊維業界の有力者、伊藤忠兵衛が政府全権代表として参加した⁽²⁾。外交記録文書には、当時の岡崎勝男外務大臣の「次のものは—中略—キューバ政府代表と商議する権限を有する日本政府代表に任命されたことを証明する、伊藤忠兵衛」という、簡素な委任状の写しが残っている（外務省資料 条約局長「キューバ共和国との通商交渉のための政府代表に対する委任状交付に関する件」1953年2月19日付）。

1953年3月13日～22日ハバナに滞在した使節団は、戦前からキューバ政府が日本製品に適用していた差別待遇を撤廃するよう熱心に働きかけた。キューバがなぜ日本からの繊維製品などに高率関税、ダンピング税を賦課したのかは、両大戦間期のいわゆる対日経済封鎖問題と深くかかわっている。その後の通商交渉のプロセスを理解するうえでも肝心なポイントなので、ここで簡単に振り返っておきたい。

キューバを代表格とする中米・カリブ海諸国は、

危機の20年間とも呼ばれる両大戦間期に、日本との貿易で差別的な扱いを開始した。背景には1929年の大恐慌をはさんで、米国の対ラテンアメリカ貿易が急激に減少したことがある。米国の対キューバ輸出は1924年から33年の間に、実に88%の減少を記録した（ミッチェル[2001: 461]）。ブロック経済が進む中で、米国はラテンアメリカ諸国をドル経済圏に取り込むために、さまざまな差別的な通商政策を実施した。なかでもキューバは米国の資本と権益の結びつきが強く、それだけ政財界の関心が大きかった。一方この時期、日本は新しい市場である中米・カリブ諸国に、繊維製品を中心に輸出攻勢をかけていた。

米国は、「日本はキューバで、米国で販売するよりも安い価格で販売」（石井[1995: 118]）していると指摘し、米国製品には特惠関税を、第三国からの輸入には関税を引き上げ、輸入割当制度を採用し、自国製品を有利に扱うよう提案した。米国はその対価として、キューバ糖の輸入割当と特惠関税を実施する。かくして日本からの輸出が急増していた綿布、白熱電灯、ランプコード、セロハンなどの関税が引き上げられた。1935年、キューバ政府は一方的にダンピング税を施行し、1929年の対日通商条約を破棄したのである（石井[1995: 121]）。

興味深いことに、繊維製品をめぐる米国とキューバ間に摩擦が生じていた。米国の繊維業者は、キューバ向け布地の輸出を促進しようとするが、キューバ国内には米国系キューバ人ヘッジス家（Hedges家）経営のアリグアナボ（Ariguanabo）繊維工場があり、「日本製綿布に対抗するため、製品のコスト低減の手段として日本製の糸を購入」していた。キューバは布地の関税率の引き下げを渋り、米国の繊維輸出組合は国務省に抗議している（石井[1995: 119]）。このヘッジス家こそ、

革命前のキューバにおいて、日本との差別関税待遇にかたくなに圧力をかけた張本人である。さらにバティスタ大統領自身が、同家の企業の株式の半分を所有していた。ヘッジス家は年間4000万ヤードを生産し、キューバ全体の生産量70%を占める最大の繊維企業家であった（外務省資料 公信キューバ第392号 神田大使発藤山外務大臣宛 1958年12月24日付）。

伊藤使節団の帰国後、キューバは通商交渉の開始を積極的に働きかける。1953年5月には、国際砂糖協定の会議出席のため訪米中のキューバ代表団が、在米日本大使館にアプローチした。時を経ずして在米キューバ大使館も、通商協定締結に向けた交渉をワシントンで開催するよう提案した。キューバの積極姿勢の背景には、米国に次いで日本が二番目に重要な砂糖輸出相手国であったことがある。

井沢によれば、キューバには戦前のように「日本製繊維製品が洪水のように流れ込み」、国内繊維業に大打撃を与えるのではないかと、という危惧や、「日本製の綿布を米国で加工したものが大量にキューバに輸入されている」という反発があったという。また井沢は、キューバがワシントンでの交渉を主張したのは、「ハバナで交渉すると、行き詰まると、砂糖業界の大物が動いて政府を撃肘」（外務省資料 公信第27号 井沢代理公使発岡崎外務大臣宛 1954年2月5日付）し、通商交渉に前向きの砂糖業界と、保護貿易を主張する繊維業界の利害対立が、表面化することを懸念したためと説明している。

第1回の交渉は1954年5月、ワシントンで開催された。キューバ側代表は国務省⁽³⁾のマイヤー-担当大使（J.E. Meyer）で、在キューバ大使館の公使が代理を務めた。日本側代表は駐米大使館の島公使、代理は小田部参事官でこのほかに、通産

省、大蔵省から課長クラスが、本省から出張する形でそれぞれ1名参加した。井沢もハバナから出向いた。

両国の交渉では、日本は繊維製品への差別関税の撤廃とダンピング税の廃止を要求し、キューバは砂糖の輸入量40万トンを保証するように迫った。双方の主張はその後も並行線をたどった。キューバにとっては、繊維製品の輸入自由化は政治問題で、戦前のような急激な日本からの輸入に強い恐怖感を持っていた。繊維業界の代表者がワシントンに来て、交渉の成り行きを注視していた。日本は綿布原価の構成、紡績労働者の賃金の国際比較を提示して、戦後の日本繊維産業は高価格、高級品に移行したので、キューバが差別関税を撤廃しても、日本の繊維製品の輸出は大幅には増加しないと説明したが、相手は納得しなかった。

日本の交渉団の有力な情報源は、井沢であった。井口駐米大使は「キューバ側が井沢を非常に信頼しているので、ワシントン滞在を当初予定よりも10日間延長しよう」本省に要請している（外務省資料 公信第593号 井口大使発岡崎外務大臣宛 1954年6月4日付）。井沢はこの期待に応えて、キューバ側の内情を詳細に報告した。井沢とマイヤー代表の間には良好な人間関係があったようで、マイヤーは自分が関係機関のほぼ合意を取り付けてワシントンに出発した後、紡績業労働者組合は大統領にストライキを持ちかけて脅迫したため、通商協定締結はご破算になったと話している（外務省資料 公信第756号 井口大使発 岡崎外務大臣宛 1954年7月4日付）。

この時期日本は「関税および貿易に関する一般協定（GATT）」加盟問題、その後には予定されている他の国との通商協定交渉も絡んで、キューバとの間で差別的な協定は結べない状況にあった。かくして1954年7月9日、東京サイドは協定妥

結の損得を比較したが、「わが方にプラスとならないので、本交渉は遺憾ながら打ち切る旨、先方に通告されたい」と通達した。あわてたのはマイヤーで、砂糖の現金買いを20万トン、クレジット払いを10万トンとし、日本の繊維製品の最恵国待遇については、キューバ政府の調査の終了をもって、改めて交渉する旨の書簡を交換し、協定期間は2年間としたい、という妥協案を提示した。しかしこれにも「繊維について差別待遇を受けるのは、ドミニカ、ペルーその他の砂糖供給国との関係において、今後の関税交渉上わがほうが不利をこうむる」という判断で、交渉はいったん打ち切られた（外務省資料 公信第615号 井口大使発岡崎外務大臣宛 1954年7月10日付）。双方は現実的なアプローチで歩み寄り、限度いっぱいまで妥協を図ったが、結実しなかった。

マイヤーは交渉が決裂した後の、慰労レセプションの席で、「キューバは小国で後進国であり、国を維持していくためには国内産業を保護していく必要がある。繊維産業についてはいかなるコンセッションを外国に与えるかは明らかにしえない状況である。これが今回の交渉を成立せしめえなかった原因であるが、政府は今後国内繊維産業の調査に乗り出し日本側の主張に答えうるようになるものと確信する」と発言して、交渉再開に含みを残した（外務省資料 公信第1715号 井口大使発岡崎外務大臣宛 1954年7月27日付）。

井沢はハバナに戻った後、デラカンパ（M.Á. de la Campa y Caraveda）国務大臣に面会し「日本との通商交渉は決裂ではなく一時中止」であり、「日本側の要求事項の殆ど全部は容れ得る見通しを得たからなるべく早い機会に交渉を再開したい」という発言を得た。井沢は「繊維業界労働者がストライキをちらつかせて政府を脅迫」し、交渉決裂を受けて日本向け砂糖輸出が1954年は前

年比で大幅減少したので（表2参照）、「繊維業界はその責任全部を負わねばならなくなった事実を反省している」と説明している（外務省資料 公信第301号 井沢代理公使発岡崎外務大臣宛 1954年11月30日付）。

興味深いのは、国内の有力日刊紙プレンス・リブレ（*Prensa Libre*）の経済担当記者だったボニーヤ（R.C. Bonilla）が通商交渉のプロセスを、「視野の狭い砂糖業界の代表が参加していて、有害である。日本に最恵国待遇を与えるのは、キューバ工業にとり破滅的な影響を与えるだろう」と繊維業界寄りの立場から、酷評していたことである（*Prensa Libre* 1954年4月30日）。後述のようにこのボニーヤこそ、1960年4月の通商協定締結の際の、革命政権の通商使節団長であった。

両国間には1958年2月、通商についての暫定取極め（*Modus Vivendi*）が締結された。期限は6カ月間で、更新することで延長が可能であった。これにより日本は、一部の繊維製品を除いて、原則として最恵国待遇を受けることになる。先述のデラカンパ国務大臣の意見にもあるように、日本がキューバ糖の大口取引先であることを勧案し、キューバで導入が予定されていた新税法で日本が著しく不利になることに配慮して、キューバ側が決断したものであった。1958年6月末に更新し、同年12月に再度更新した。そして革命政権発足直後の1959年6月更新し、同年12月に更新、1960年6月まで同一内容の協定が取り決められたのである（外務省資料 「経済局長 通商に関する日本国とキューバ共和国との間の協定の締結に関する件」 経済局ラテンアメリカ課 1960年4月20日付）。

半年間でほぼ自動的に延長されたとはいえ、1958年12月30日の際は、2日後に反乱軍がハバナに入城するという混乱した情勢にあった。本稿の論旨と少し離れるが、バティスタ政権最後の政

府部内の様子を知る上でも貴重な資料と思われるので、以下当時の公電を簡単に紹介する。在キューバ神田大使は暫定取極めの延長を確認しようと、しばしばグエル（G.Güell）国務大臣との連絡を試みる。キューバ側の方針は、砂糖などの通商問題を担当していたカストロ（A.L.Castro）無任所大臣とグエル大臣が事前に協議する必要があるというものであった。しかしカストロ大臣は米国出張に行ったままで連絡が取れなかった。その上帰国後は病床についてしまった。「グエル大臣は憔悴しきって」いて、暫定取極めの話に取り組むだけの余裕はなく、政府「要人はバティスタ政権崩壊の際の身の振り方に気を配る。国内政治以外の諸問題は上の空」の状態であったという。しかし「バティスタ政権に直結せざる職業官吏は革命の影響はないと案外安定」していて、「局長、大使級との事務的折衝には何ら支障なし」と報告している（外務省資料 公信第92号 神田大使発藤山外務大臣宛 1958年12月5日付）。

日本との暫定取極めの延長は、おそらくバティスタ政権が最後に締結した二国間協定と思われるが、先述のように革命政権になっても、2回更新された。革命後の動乱の中でも一貫して継続した要因には、キューバ側に砂糖の大口取引先としての日本の重要性があったこと、日本には貿易の不均衡を是正すべく、キューバ向け輸出の拡大と、キューバの対日差別待遇を撤廃させたいという、意図があったことが考えられる。日本は1955年9月GATTに正式加入したが、キューバはGATT第35条を日本に適用し、差別的な扱いをしていたのである⁽⁴⁾。

III 通商協定締結へ

1 ゲバラ使節団の再評価

両国間の通商交渉が本格的にスタートするのは、キューバ革命の英雄、チェ・ゲバラ（E.Che Guevara）の訪日である。1959年7月、ゲバラは6名からなる親善使節団の団長として、エジプト、インド、ビルマののち日本を訪れた。工場見学や広島訪問もあったが、主たる目的はキューバ糖の売り込みと通商交渉の再開であった⁽⁵⁾。

ゲバラは革命政権が最初に日本に派遣した特使で、計3回通商問題について政府関係者と話し合った。まず1959年7月17日、外務省の牛場経済局長がゲバラと約1時間会談した。牛場は日本との差別的な関税待遇に不満を表明し、ゲバラは日本への差別的関税を撤廃し、平等な待遇を与えるべく検討中であると述べた。この発言が事実上のキューバ政府の交渉再開のシグナルとなった。7月21日には外務省経済局課長、大蔵省、通産省、農林省の実務レベルの関係者とゲバラ団長、アルスガライ（M. Alzugaray y R. I.）駐日キューバ大使などが会談した。キューバの基本方針は日本の砂糖輸入量の保証で、それを決めてくれれば、繊維製品を除く日本の工業製品を喜んで買う用意があり、いつでも通商交渉に入ると発言し、ゲバラのリアリストとしてのセンスが遺憾なく発揮された。一行がインドネシアに出発する当日の7月27日、ゲバラの強い希望で再度牛場と会談したが、ゲバラは日本が30万トン買ってくれれば、そのうち15万トンを円貨で受け取ると発言した（外務省資料「キューバ使節団ゲバラ団長と牛場局長との会談要旨」経済局米州課 1959年7月28日付）。

ゲバラの一連の発言の背景には、1959年3月末に赴任したばかりのアルスガライ大使を中心にした、大使館スタッフの熱心な市場調査の成果

があった。大使館サイドは次のようにハバナ本省に報告している。日本には砂糖の輸入余力があり、「カストロ (Fidel Castro) 総司令官が発言したように、キューバの必要とする資本を、砂糖輸出で獲得すること」が出来る。日本の砂糖消費量が増加し、精糖をアジア諸国に輸出することも可能である。「本使が在京米マッカーサー (D. MacArthur II) 大使を訪問した際にこの考えを伝えたところ、協力的な反応であった」(ANC, Alzugaray 発 ハバナ本省宛 29 de mayo, 1959)。アルスガライは藤山愛一郎外相も訪ね、日本の砂糖輸入事情について詳細な情報も得ている。前掲の公電では「台湾から毎年 40 万トンの砂糖を輸入し、価格はキューバ糖よりも格段に高く」、製糖業者はキューバ糖に関心を示しているが、「極力低価格に抑え込む心算のようである」と報告している⁽⁶⁾。

ゲバラの訪日中の活動を本省に報告した公電には、次のように書かれてある。通商協定締結交渉開始のための、双方の基本姿勢は、「日本は年間のキューバ糖最低輸入量を保証し、キューバ向け繊維製品輸出货量を規制する。キューバは GATT 第 35 条の対日適用をやめる。なおゲバラ司令官は連日カストロ首相と弟のラウル (Raúl Castro) と電話で話し合った」(ANC, Asunto : Tratado Comercial, Alzugaray 発 ハバナ本省宛, 23 de junio, 1959)。さらに東京からはハバナの本省に、ゲバラが提案した 30 万トンのキューバ糖輸出につき、日本が受け入れたことを首相に伝えられたい、というフォローアップの情報が至急電で次々に送付された。砂糖輸出諸国と共同で、日本の砂糖消費増大に向けたキャンペーンを実施することも企画された。キューバ向け日本製品の市場調査も行い、製糖工場向けの機械輸出、缶詰・冷蔵庫の工場、紡績機械、貨物船、漁船、モーター、

トラック、小型バスなどが将来有望な商品としている (ANC, Comisión de Fomento Comercial de la Embajada de Cuba en Japón, *Análisis de Cuba las posibilidades de exportación a Cuba de maquinaria japonesa*, por E. Shintaro, Mitsubishi Kaisha, Ltd., 1959)。

ゲバラは帰国後間もない 1959 年 11 月 26 日、国立銀行総裁に就任する。その直前の 11 月 11 日、ハバナで対日通商協定締結に向けた、省庁横断の重要な実務者レベルの会合が開催された。この時の議事録はキューバの対日通商外交の姿勢を知る上で貴重な資料であり、以下その要点を紹介する。出席者は、国務省のチャベリ (F. Chaverry) 次官、ゴメス (E. Gómez) 国際経済局長、マルティネス (O. Martínez) 国際条約・通商協定課長、モンセラット (R. Monserrat) 国立銀行エコノミスト、ラファルト (M. Rafart) 国家経済諮問会議 (Consejo Nacional de Economía) 担当官である。

チャベリ次官はまず国立銀行の意見を聞きたいとして、モンセラットに発言を促す。彼は「最恵国待遇を日本に付与したら、数量規制を加えても、繊維製品の流入を抑えられなくなるであろう。日本に差別的な扱いが出来なければ、国内繊維産業に大きな影響を与える。日本は米国やハイチと締結している、輸出自主規制をすべきである。国内産業の保護にはこれが妥当であろう。通商協定では、砂糖の保証 30 万トンを下回ってはならず、支払いはドルの現金払いとする。日本には十分な外貨がある」。この発言にラファルトも賛同し、「繊維製品輸入に国別割り当てを作成」すべきと発言した。

チャベリの通商協定交渉の基本方針は以下のようであった。繊維製品の差別的な扱いに日本が持つ不満を解消せねばならないこと。そのためにあらゆる国に対して、一般的な仕組みとして、繊維製品輸入の国別割り当てを作成する。協定の期間

は3年以上とする。日本への砂糖輸出は30万トンを下回らず、ドルの現金払いとして、これを超える分については、日本円で決済も可能とする。国外で物資を一括して購入するための、政府機関を設立する、というものであった(ANC, Aide Memorias, Número 203, s.f.)。

キューバ政府内では、日本が強く希望していた差別関税撤廃に、直ちに応じる意思はなかった。日本からの繊維製品には課徴金を課すか、あるいは割当量を設定するか、そのどちらか有利な方をキューバは選択すべきという考えであった。そして1960年2月になると、日本との通商交渉開始の機が熟したというメモランダムが作成され、アルスガライ大使、ゲバラ総裁に連絡された(ANC, Memorandum, Asunto: Relaciones comerciales entre Cuba y el Japón y conveniencia de concertar un convenio, 23 de febrero, 1960)。2カ月後の4月、通商使節団が訪日の途に就いた。かくのごとく東京のキューバ大使館とハバナ本省の公電を参照したことで、通商協定締結に、ゲバラが重要な役割を果たしたことが看取された。ゲバラはゲリラ戦の指揮官としてだけでなく、有能な実務家でもあったことが、日本との通商交渉で例証されたのである。

2 通商協定と密約の存在

ボニーヤ商務大臣が代表を務めるキューバ通商使節団が日本を訪れたのは、1960年4月で、この結果通商協定はようやく合意に達した。随行員は外務省経済局長、同省官房長の3人で、6回にわたり両国は協議した。

キューバ側は最後まで、キューバ糖の数量明記の輸入保証を迫ったが、自由市場経済のもと、政府が数値目標を明示することはできないと、日本はかたくなにこれを拒んだ。しかしキューバの

強い意向を勘案して、日本政府は国民向けには「キューバ糖に競争力がある限り、キューバ糖輸入は、従来の水準に維持されるであろう」と公式発表した。競争力という言葉に、日本側の理解では国際価格を上回らないという意図を込めた。結局サイドレターという形で非公表の議事録が作成され、「砂糖輸入においてキューバ糖が占める相対的立場を阻害するような措置を取らない。この結果キューバ糖の輸入量は最低45万トンに見積もられる」と明確に数量保証した(外務省資料

「日本キューバ通商交渉第6回本会議」1960年4月18日付)。通商協定とこの密約の存在が後年、米国が日本にキューバ糖の輸入抑制を迫った際に、その圧力を押し返す根拠となったのである⁽⁷⁾。キューバは輸出代金のうち1800万ドルを日本からの輸入に充てること、および、GATT第35条適用の早期撤回を好意的に考慮することを約束した。4月22日、藤山外務大臣とボニーヤ商務大臣の間で通商協定が署名され、翌年7月20日に発効した。

キューバがなぜ協定締結に積極的だったのかは、当時置かれていた状況を勘案すれば明白であろう。キューバは最大の砂糖輸出先である米国市場を失う瀬戸際に立っていた。1960年7月には米議会はキューバ糖70万トンの輸入打ち切りを決めた。翌年1月には両国の外交関係は断絶し、62年2月には、米国は対キューバ輸入を全面禁止した。砂糖の2番目の輸出先であった日本市場の確保は、キューバにとり死活的に重要な課題となっていた。このことを立証するエピソードを一つ、次に紹介する。

それは1963年のソ連への長期訪問から帰国後、カストロ自身が在キューバ日本大使館に貿易促進を熱心に働きかけた経緯である。周知のようにカストロは1962年10月のキューバ危機の際、ソ連

が頭越しにミサイルを撤去したことに激怒していた(宮本[1996:81])。両国の関係には軋轢が生じていた。在キューバ矢口大使の公電によれば、大使はたまたま会ったカストロ側近から、近く重要な用件で連絡すると耳打ちされた。1963年11月18日午後、ボティ(R. Boti L.)経済大臣から大使に電話があり、同日午後7時に、大臣の私邸を来訪するよう依頼があった。すると午後7時30分、カストロは護衛も付けず単身現れ、1時間20分話し合った。カストロの提案の要点は、日本との貿易の拡大で、通商協定の主旨も踏まえて、64年はキューバから買い付けた砂糖の代金の半分を、日本からの輸入に充当することを約束する。さらに日本に100万トンの砂糖を輸出したい。その代金の85%は日本からの買い付けにあて、残りの15%を外貨で決済するか、あるいは80%を日本品の買い付けにあて、残り20%をキューバが貿易債務を有する第三国に貴国製品で支払う、三角貿易にするかのいずれかにしたい、というものであった。

同公電によれば、カストロとボティは同夜、他の閣僚も交えて対日貿易促進について検討した。ボティは翌早朝大使公邸を訪問し、1965年以降の対日輸入を85%から100%拡大したいこと、さらにできるだけ早く日本の意向を伝えてほしいと矢口に述べた。キューバは当時、農業の不振と貿易赤字の増大に直面していた。その打開策として、西側諸国との貿易、それも日本への輸出増大が緊急の課題であった。砂糖年間100万トン、キューバの砂糖総輸出量のほぼ20%に相当する。カストロは外国貿易省幹部を前に「対共産圏貿易を大幅に縮小して、その分を日本、英国、スペイン、フランス、イタリア、オランダの6か国に振り向けるべきだ」とも発言していたのである⁽⁸⁾。

キューバはその後、砂糖の輸入量と価格を長期

にわたり保証した、ソ連・東欧圏との貿易を加速化させる。キューバにとり、革命前も後も、砂糖の安定的な輸出こそが、経済運営上の最重要の課題の一つであった。かくしてキューバは長期にわたり、自国の工業化促進よりも、砂糖輸出に軸足を置いた開発戦略を採用することを余儀なくされるのである。

結びに代えて

本稿では両国の通商協定締結の過程とその果たした意義を、日本とキューバの外交文書などの一次資料を利用して論じた。値動きが激しく、旧植民地と宗主国の特惠貿易などが大宗を占める砂糖の国際貿易の特徴は、日本とキューバの貿易に少なからず影響を与えてきた。キューバの対日輸出は砂糖の国際価格に大きく左右されてきたし、日本の対キューバ輸出もほぼそれに連動して変化した。サイドレターで砂糖輸入量を保証した通商協定は、キューバの砂糖生産が一定の規模を維持した、1980年代末までその役割を果たした。

日本の対キューバ貿易は1950年から1974年まで赤字であった。70年代後半になると、両国貿易は緊密化する。1974年12月には、キューバ政府の積極的な働き掛けもあり、貿易と投資促進のための民間団体である日本キューバ経済懇話会が設立された。米国政府の強い牽制にもかかわらず、財界の首脳陣が頻繁にキューバを訪問した。この結果1975年になると日本の対キューバ輸出が一挙に前年比2.2倍に増大し、貿易額はメキシコを上回ったのである⁽⁹⁾。そして日本の対キューバ貿易黒字基調は1986年まで続き、その後赤字となり、2003年から再び黒字に戻している。現在はキューバの債務問題が原因となり、両国の貿易は細々としたレベルにまで落ち込んでしまった。今日ハバナの町には中国製のバスをはじめ、電化製

品、雑貨品が広く流通し、日本のプレゼンスは影を潜めている。キューバの砂糖輸出も不振を極め、国内自給もままならない状態に陥っている。

本稿では通商協定締結に至る経緯を、もっぱら両国の外交文書を参照しながら検討した。仮にこの作業に現代的な意義があるとすれば、それは次のことであろう。当時の双方の関係者の主張を振り返ってみると、その現実的な価値観、プラグマティックな姿勢に改めて感銘を受ける。革命の英雄として知られるゲバラもその例外ではない。サイドレターという形の密約で、砂糖輸入量の保証と、対日関税差別政策の撤廃という二つの対立点を即時に無条件に解決することを先延ばしつつ、ともかく通商協定を締結して貿易と投資を継続・拡大しようと、両国の当事者は熱心に努力した。それが相互利益、換言すれば国益になると判断したからである。密約という言葉にはネガティブな響きがあるが、実際は決してそうではないであろう。

行き詰まっている両国の貿易の現状を見るにつけ、これを打開するには、先人たちの持っていた現実感覚の原点に立ち戻ってみる必要性を感じる。またキューバが今迫られている一連の経済改革の行く末を考察するにも、キューバ政府指導層がその属性として持っているリアリズムを、大いに勘案する必要があると思われる。キューバの通商政策の実務上の責任者はカストロの側近、カブリサス (R. Cabrisas R.) 閣僚評議会副議長とされる。同副議長が1970年代の3年間、駐日キューバ大使の職にあり、その後20年間にわたり外国貿易大臣を務め、しばしば訪日していることなどは、重要な情報ではなからうか。キューバ経済に関心のある読者に、本稿が定性分析の際の資料を提供することになれば幸いである。

注

- (1) 井沢コレクションは上智大学イベロアメリカ研究所に寄贈された。詳細は (イベロアメリカ研究会 [1980]) 参照。
- (2) 伊藤忠兵衛とエルサルバドルの紡績企業ユサ社等との関係については、(田中 [1997]) 参照。
- (3) キューバでは1959年12月までは国務省 (Ministerio de Estado)、これ以後は外務省 (Ministerio de Relaciones Exteriores) に名称が変更された。また本稿の外国人名の表記は、日本側公文書に記載されたものを参照した。さらに肩書きは当時のもので、敬称は略した。
- (4) ガット第35条は、特定締約国の間に協定遵守の義務を免じられることを規定し、日本に対して差別的な扱いを認めるものであった。日本はこの撤回を強く要望していた。キューバを含む14か国が実施していた。詳細は池田 [1996]、赤根谷 [1992] 参照。
- (5) 当時商社員で、使節団に同行した中原によると、ゲバラは中国と日本訪問を強く希望し、漁業開発のためのマグロ漁船の造船所、船舶用エンジンに少なからぬ関心を示した。そして最新鋭のマグロ漁船3隻を砂糖輸出の代金で支払うという、バーター取引を契約した。1年後、3隻の漁船は100人以上の日本人乗組員とともにパナマ経由で自航した、としている (中原 [2011: 3-4])。
- (6) 藤山愛一郎は、大日本製糖の社長を歴任し、日本の砂糖輸入、製糖業界の中心的な人物であった。
- (7) 米国は日本に対して執拗に対キューバ貿易抑制の圧力をかけてきた。ケネディ大統領自身、駐米国フィリピン大使に、日本のキューバ糖輸入を減じるために、フィリピンの対日砂糖輸出促進策を持ちかけている。詳細は田中高 [2012] 参照。
- (8) キューバ政府の貿易統計によると、1962年から1963年にかけて、キューバの対社会主義圏への輸出総額は、約15%減少したが、1964年にはほぼ1962年の水準に回復した。ドミンゲスはこの時のキューバの行動をもっぱら、砂糖の国際価格が上昇したので、砂糖輸出先をソ連から自由市場に向けたためと説明している (Domínguez [1989: 65-65])。1963年の砂糖の国際価格の上昇をキューバが最大限に利用したとする同様の見解については、Pérez [2010: 258-259] 参照。

(9) 日本キューバ経済懇話会の資料は、1975年の対キューバ輸出激増の原因として、1974年の砂糖国際価格高騰により、キューバに潤沢な外貨が入ったこと。キューバのインフラ整備計画、工業化政策により、機械など資本財の需要が強まったことが原因だと説明している。ただし、両国の貿易の急増について、それだけでは説明しきれない部分も残されていて、制度面の分析も含めて、今後の研究課題としたい。

参考文献

〈日本語文献〉

- 赤根谷達雄 [1992] 『日本のガット加入問題』 東京大学出版会。
- 石井修 [1995] 『世界恐慌と日本の「経済外交」』 勁草書房。
- 池田美智子 [1992] 『対日経済封鎖』 日本経済新聞社。
- [1996] 『ガットから WTO へ』 ちくま新書 筑摩書房。
- イベロアメリカ研究会 [1980] 『上智大学イベロアメリカ研究所所蔵「井沢文庫」目録』。
- 外務省外交史料館「日本キューバ通商記録」(外交記録 第20回公開 B'-206)。
- 斉藤高宏 [1979] 『農産物貿易と国際協定』 御茶の水書房。
- 田中高 [1997] 『日本紡績業の中米進出』 古今書院。
- [2011] 「キューバ貿易統計、外交文書の調査体験記」(『アジア研ワールド・トレンド』第186号 25-26 ページ)。
- [2012] 「日本キューバ貿易と米国の対日政策」(『国際政治』170号 掲載予定)。
- 中川清 [1998] 「現代キューバの周辺」(『季刊 糖業資報』第138号 20-37 ページ)。
- 中原孝三 [2011] 「メキシコ滞在約40年の経験から見たメキシコと日本」(『Aguila y Sol』第28号 1-13 ページ)。
- 日本関税協会 [各年 a] 『貿易年鑑』。
- [各年 b] 『外国貿易概況』。
- 日本キューバ経済懇話会事務局編 [1977] 『最新キューバ要覧』 日本キューバ経済懇話会事務局。

ヒューバーマン、L.、スウィージー、P.M. (池上幹徳訳) [1960] 『キューバ』 岩波新書 岩波書店 (Huberman, Leo, and Paul M. Sweezy, *Cuba: Anatomy of a Revolution*, New York: Monthly Review Press, 1960)。

- 宮本信生 [1996] 『カストロ』 中公新書 中央公論社。
- ミッチェル、ブライアン・R [2001] 斉藤真監訳『マクミラン 新編世界歴史統計 3 南北アメリカ歴史統計 1750 - 1993』 東洋書林 (Mitchell, Brian R., *International Historical Statistics: The Americas 1750-1993*, 4th ed., London: Macmillan, 1998)。
- 三好徹 [1974] 『チェ・ゲバラ伝』 文春文庫 文藝春秋。
- 農林水産業生産性向上会議編 [1960] 『世界の砂糖 3』 財団法人農林水産業生産性向上会議。
- 社団法人糖業協会編 [2002] 『現代日本糖業史』 丸善ブラネット。

〈外国語文献〉

- Archivo Nacional de Cuba (ANC), Ministerio de Relaciones Exteriores, División de Convenio y Tratados, *Expediente relatos a negociaciones para convenio comercial con Japón*, Folio 336, Número de Fondo 301, Inventario 1.
- Domínguez, Jorge I. [1989] *To Make a World Safe for Revolution: Cuba's Foreign Policy*, Cambridge: Harvard University Press.
- International Monetary Fund [each year] *International Financial Statistics*.
- Maddison, Angus [2001] *The World Economy*, Paris: OECD.
- Pérez, Louis Jr. [2011] *Cuba: Between Reform and Revolution*, New York, Oxford University Press.
- República de Cuba, Ministerio de Hacienda [cada año], *Comercio Exterior*. Junta Central de Planificación, Dirección de Estadística, *Comercio Exterior de Cuba*. Ministerio del Comercio Exterior, *Anuario del Comercio Exterior*.

(たなか・たかし/中部大学教授)